

確認状況報告 審査基準

【事務の根拠】

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下「法」という。）第十六条第七項
認定小規模食鳥処理業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第五項の確認の状況を、都道府県知事に報告しなければならない。

【報告事項】

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第三十一条

法第十六条第七項の規定による報告は、毎月末日までに、食鳥処理場ごとに、その前月中に実施した同条第五項の確認の状況に係る次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 食鳥処理をした年月日
- 二 食鳥処理をした食鳥の種類及び羽数
- 三 前条第二項の基準に適合した食鳥の種類及び羽数
- 四 前条第二項の基準に適合しなかった食鳥の種類及び羽数並びに当該基準に適合しなかった理由
- 五 法第十九条に基づく措置の内容

【報告書様式】

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第十一条

法第十六条第七項の規定による報告は、確認状況報告書(別記第十二号様式)によるものとする。

参考条項

法第二条第五号

食鳥処理 次に掲げる行為をいう。

- イ 食鳥をとさつし、及びその羽毛を除去すること。
- ロ 食鳥とたいの内臓を摘出すること。

法第十六条第一項

一の食鳥処理場において食鳥処理をしようとする食鳥の羽数が政令で定める数以下である食鳥処理業者は、当該食鳥に係る第五項の確認に関し、その確認の方法その他厚生労働省令で定める事項を記載した確認規程を作成し、これを都道府県知事に提出して、その確認規程が厚生労働省令で定める基準に適合する旨の認定を受けることができる。

法第十六条第二項

前項の認定を受けた食鳥処理業者（以下「認定小規模食鳥処理業者」という。）は、確認規程を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

法第十六条第五項

認定小規模食鳥処理業者は、その認定に係る食鳥処理場における食鳥処理に際し、厚生労働省令で定めるところにより、食鳥処理衛生管理者に、食鳥の生体の状況、食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況（次条第三号から第五号までに規定する食鳥とたいを譲り受けた場合にあつては、内臓を摘出した当該食鳥とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況）について、確認規程（第二項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に定める方法に従って、厚生労働省令で定める基準に適合するか否かの確認をさせなければならない。

法第十七条

何人も、食鳥検査に合格した後又は前条第五項の厚生労働省令で定める基準に適合する旨の同項の確認がされた後でなければ、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等を食鳥処理場の外に持ち出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 食鳥検査のため必要があると認められる場合において、都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の職員又は第二十五条第二項に規定する検査員が、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等の一部を持ち出すとき。
- 二 都道府県の職員が、第三十八条第一項の規定により食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等の一部を収去するとき。
- 三 食鳥処理業者（認定小規模食鳥処理業者を除く。次号において同じ。）が、認定小規模食鳥処理業者に脱羽後検査に合格した食鳥とたいを譲り渡すとき
- 四 食鳥処理業者が、食肉の販売の事業を営む者（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けた者に限る。）であつて、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その事務所を管轄する都道府県知事に届け出た者（以下「届出食肉販売業者」という。）に脱羽後検査に合格した食鳥とたいを譲り渡すとき。
- 五 認定小規模食鳥処理業者が、食鳥処理衛生管理者に食鳥の生体の状況及び食鳥とたいの体表の状況について前条第五項の厚生労働省令で定める基準に適合する旨の同項の確認をさせた後、他の認定小規模食鳥処理業者に当該食鳥とたいを譲り渡すとき。
- 六 食鳥処理業者が第十九条に規定する消毒、廃棄若しくは食用に供することができないようにする措置を講ずるため、又は都道府県の職員が第二十条第三号に規定する廃棄その他の措置を行うため、食鳥検査に合格しなかった食鳥とたい、食鳥中抜とたい

若しくは食鳥肉等又は前条第五項の厚生労働省令で定める基準に適合しない旨の同項の確認がされた食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等を持ち出すとき。

七 その他衛生上支障がない場合として政令で定めるとき。

法第十九条

食鳥処理業者は、食鳥検査に合格しなかった食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等又は第十六条第五項の厚生労働省令で定める基準に適合しない旨の同項の確認がされた食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等について、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、消毒、廃棄又は食用に供することができないようにする措置を講じなければならない。

食品衛生法第五十一条

都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

食品衛生法第五十二条

前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

(法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名)

確認状況報告書(年月分)

食鳥処理を行いその状況を確認したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第7項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 食鳥処理確認状況

食鳥処理をした年月日		
食鳥処理をした食鳥の種類及び羽数	種類	
	羽数	
基準に適合した食鳥の羽数		
基準に適合しなかった食鳥の羽数	全部廃棄	
	一部廃棄	
基準不適合理由内訳	生体の基準	廃棄
	体表の基準	全部廃棄
		一部廃棄
	体壁内側の基準	廃棄
内臓の基準	当該臓器廃棄	
	内臓全部廃棄	